

募集要項

1 契約に付する事項

- (1) 契約名 県産食材味力発信事業業務委託契約
- (2) 契約内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結時～令和6年3月31日
- (4) 限度額 11,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 審査委員会（プレゼンテーションについて）

- (1) 日時 令和5年8月23日（水） 14：00開始予定
（開場・受付 13：30）
- (2) 受付 大分県庁 本館83会議室
審査会 大分県庁 本館82会議室
※応募が4団体以上の場合は、第1次審査として書類審査を実施し、書類審査合格団体（上位3団体）を対象として（4）の面接審査（第2次審査）を実施する。
また、面接審査は対面のみで行う。
- (3) 課題 大分おもてなし料理選手権による県産品消費・販路拡大推進事業業務の企画提案
- (4) 提案方法 1者につき持ち時間25分（説明15分以内、質疑応答10分以内）以内とし、企画書についての説明を行う。（企画書はスクリーンに投影する）なお、説明は、書類を受け付けた順番に実施する。
- (5) 選考方法 審査基準により、最も優秀な提案を行った1者を選定。
- (6) 結果通知 書類審査が行われた場合、審査終了後全参加者に対してメールにて速やかに結果を通知する。面接審査結果は審査委員会に出席した全ての提案競技参加者に対して書面にて通知する。

3 参加資格

- (1) 企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当するものとする。
なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者であること。
 - ② 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する者に必要な資格（「イベント」又は「その他サービス」。以下同じ。）を有する者、または、同等の資質を有する者。
 - ③ 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ア 当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
 - イ 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、「The・おおいた」ブランド流通対策本部（以下、流対本部）との打合せに担当者等を出席させることが可能な者であること。

ウ 流対本部から要請があった場合に、1日以内に担当者等を派遣することが可能な者であること。

エ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

オ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

カ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員が役員となっている事業者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

(キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

(ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 提出物

(1) 提出書類、提出期限、提出方法

①参加申込書類 提出期限：令和5年8月14日（月）17：00

- ・企画提案競参加申込書（別紙様式1）1部

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

- ・営業概要書 1部
- ・貸借対照表 1部
- ・損益計算書 1部
- ・定款（写し）1部

②企画提案関係書類 提出期限：令和5年8月16日（水）17：00

- ・企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式2）1部
- ・会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写し可。）1部
- ・過去の類似業務の実績を証する書類 1部
- ・企画書 12部

- ・企画書（電子データ） 1式
- ・見積書 12部

(2) 提出方法

郵送、持参、FAX、E-mail のいずれかによる。

(※必ず着信を流対本部あて確認すること。)

(3) 企画書の記載事項

任意様式とするが、別紙「県産食材味力発信事業業務委託企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

(4) 提出書類の送り先

〒870-8501 「The・おおいた」ブランド流通対策本部
大分県大分市大手町3丁目1番1号
(大分県農林水産部おおいたブランド推進課 国内流通班内)
主事 藤寄 菜都美
TEL : 097-506-3634
FAX : 097-506-1761
E-mail : a15320@pref.oita.lg.jp

5 その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」(別紙様式3)を提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」(別紙様式4)にて行うものとし、質問書はE-mailまたはFAXで提出すること。なお、必ず流対本部提出先あてに電話にて着信を確認すること。

なお、件名は「県産食材味力発信事業業務委託に関する質問」と明記すること。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

ア 提出期限 令和5年8月14日(月) 17:00まで

イ 提出先 〒870-8501 「The・おおいた」ブランド流通対策本部
大分県大分市大手町3丁目1番1号
(大分県農林水産部おおいたブランド推進課 国内流通班内)
主事 藤寄 菜都美
TEL : 097-506-3634
FAX : 097-506-1761

E-mail : a15320@pref.oita.lg.jp

ウ 回 答

質問事項への回答は、令和5年8月14日（月）までに参加申出のあった業者全てに対して電子メールにより回答するが、提案内容の核となる質問内容については、質問者のみに回答する。

なお回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

7 提案競技参加条件を示す場所及び日時

- (1) 場所 「The・おおいた」ブランド流通対策本部事務局
(大分県庁 本館9階 おおいたブランド推進課 国内流通班内)
- (2) 日時 令和5年8月3日（木）～令和5年8月16日（水）まで
(土日祝日を除く)の午前8:30～午後17:15まで

8 その他注意事項

- (1) 企画書の作成・印刷・郵送、その他参加に要した一切の経費等は、参加者の負担とする。
- (2) 提出後の企画書等の差し替えは受け付けない。
- (3) 提出された企画書等は、採用の有無に関わらず返却しない。
- (4) 1者につき1提案とする。

9 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問合せ先

〒870-8501 「The・おおいた」ブランド流通対策本部
大分県大分市大手町3丁目1番1号
(大分県農林水産部おおいたブランド推進課 国内流通班内)
主事 藤寄 菜都美
TEL : 097-506-3634
FAX : 097-506-1761
E-mail : a15320@pref.oita.lg.jp